【 審査基準該当事例(土木関係工事:施工箇所が点在する工事):<u>直接工事費の記載間違い</u>】 ※施工箇所が点在する工事の内訳において、以下の表を【別表】にて作成するようにしている。

	積算1(〇〇工区)	積算2(△△工区)	積算3(□□工区)	
直接工事費	600, 000	500, 000	300, 000	1
共通仮設費	150, 000	80, 000	50, 000	2
現場管理費	300, 000	180, 000	120, 000	3
工事原価	1, 050, 000	760, 000	500, 000	
一般管理費	170, 000			4
工事価格	2, 480, 000			(5)
消費税相当額	248, 000			
本工事費		2, 728, 000		

【取扱要領第7の(3)に該当】

- ①の積算3(□□エ区)の直接工事費を330,000と記載すべきところを、300,000と記載したことにより、
- ①+2+3+4=2,450,000円となり、5=2,480,000円と不一致となるため、『無効』。